

大泉町制度融資について

令和7年6月

大泉町役場 経済振興課

1 本町の制度融資について

町内中小企業者の皆さまに事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、下記のとおり、各種制度融資を設けております。

【取扱金融期間】

- ・群馬県信用保証協会と契約を結んでいる町内外全ての金融機関

※以前は町内金融機関の大泉支店のみの取り扱いでしたが、

令和6年8月1日より拡充いたしました

【主な制度融資】

制度	小口資金	中小企業設備近代化資金	中小企業経営安定資金
対象	町内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者で、原則として同一業種に1年以上事業を営んでいるもの	中小企業者で原則として町内で同一業種に1年以上事業を営んでいるもの	町内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者で原則として同一業種に1年以上事業を営んでいるもの
融資限度額	1,250万円以内	3,000万円以内	2,000万円以内
融資期間	・運転資金6年以内 ・設備資金8年以内 ・併用は6年以内 （うち6か月以内の据置可）	設備資金10年以内 （うち1年以内の据置可）	・運転資金6年以内 ・設備資金8年以内 ・併用は6年以内 （うち1年以内の据置可）
利率	年1.8%	年1.7%	年1.5%（条件付年1.3%以内）
融資条件	・高利債務以外の肩替貸付は認めない。 ・特別小口の場合は、保証協会の他の保証とは併用できない。 ・土地の取得は不可	・店舗、工場、事業所、その他の事業施設の新、改、増築等の資金 ・生産設備の整備拡充と近代化を促進する機械設備資金 ・公害防止の施設、機械器具および装置の設備設置資金	・売上減少や災害による被害等により経営の安定に支障をきたしており、融資を必要としていること。 ・最近6か月または3か月の売上高または粗利益が、前年同期と比較して5%以上減少していること。

上記の他、以下の制度もございます。

- ・商業設備近代化資金（融資限度額：個人・会社2,000万円以内等、利率年3.1%）
- ・労働環境整備資金（融資限度額：個人・会社3,000万円以内、利率年2.7%）

2 申請手続き

■申請関係

- ① 融資相談の受付
 - ・町内事業者は、金融機関窓口にて融資の相談
- ② 必要書類の準備（別紙『融資申込書類チェックリスト』参照）
 - ・町内事業者は、必要書類を金融機関融資担当者へ提出
 - ・金融機関担当者は、必要書類を2部（町用・保証協会用）作成
- ③ 必要書類の提出
 - ・金融機関担当者は、町経済振興課に必要書類を2部提出
（融資申込書について、複写式を使用する場合は1部で結構です）
 - ・町経済振興課は、融資申込書に収受印を押印後、1部を返却
 - ・金融機関担当者は、返却された収受印押印済みの書類1部を群馬県信用保証協会太田支店へ提出

■内容審査

- ④ 群馬県信用保証協会の審査
 - ・申請書類の内容を審査し、保証の可否を決定。決定後、町経済振興課へ連絡
- ⑤ 町経済振興課の審査
 - ・町で内容を審査し、内部決裁を実施（1～2週間程度）
※中小企業設備近代化資金の場合は、通常の審査のほか、別途審査機関（大泉町商工業等制度融資審査委員会）に諮るため、融資の決定に時間を要します。借入希望日に余裕を持って申請してください
 - ・町は、群馬県信用保証協会及び町の決定後、群馬県信用保証協会へ連絡

■融資実行

- ⑥ 融資決定の連絡
 - ・町は融資決定後、『大泉町●●資金融資決定通知書』を金融機関及び町内事業者へ送付
- ⑦ 融資の実行
 - ・金融機関は、『大泉町●●資金融資決定通知書』の送付内容を確認後、融資実行
- ⑧ 融資実行報告書の提出
 - ・『融資実行報告書』等を町経済振興課へ提出

3 その他

①保証条件変更

- ・融資実行後に返済額等の変更が生じる場合は町及び信用保証協会への申請が必要です。申請書類については、事前に町及び信用保証協会へお問い合わせください。
- （例）申請が必要な場合：返済方法の変更、個人事業者から法人への変更等

②借換制度（小口資金、中小企業経営安定資金）

- ・小口資金及び中小企業経営安定資金について、条件を満たした場合に借換制度を利用することができます。条件は次のとおりです。（要綱等一部抜粋）

■小口資金の場合

- （1） 融資対象者は、次のア及びイの要件に該当する者とする。
 - ア 経済的環境の変化により、業況が悪化(投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。)し、一時的に経営の安定に支障を生じている者で、次のいずれかに該当するもの
 - （ア） 事業計画書を作成し経営改善に計画的に取り組む者。
 - （イ） 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 5 項第 5 号又は第 6 号に該当する旨の認定を受け、同法第 12 条に定める経営安定関連保証を利用できること。
 - イ 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者
- （2） 資金使途は、条例に基づく資金の債務残額(以下「債務残額」という。)の借換えのための運転資金とする。
- （3） 融資期間は、6 年以内(内据置期間 6 箇月以内。ただし、融資実行日から起算して 6 箇月後の応答日までに 1 回目の償還日が到来することを要す。)とする。
- （4） 担保及び保証人については、原則として、債務残額の融資条件に比べて中小企業者に不利にならない条件とする。
- （5） 融資限度額は、債務残額の範囲内(元金償還に要する額に限る。)とする。

■中小企業経営安定資金の場合

- （1） 借換融資を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 条例に基づく資金の債務残額(以下「債務残額」という。)を有する者
 - イ 借換融資を受けることにより、中長期的に経営の安定が図られる者
 - ウ 取引先の金融機関の支援が確実に見込まれる者
- （2） 借換融資の限度額は、債務残額とする。
- （3） 借換融資の償還期間は、6 年以内とし、1 年以内の据置期間を置くことができる。ただし、据置期間を置く場合にあっては、借換融資の最初の償還日が借換融資を行った日から起算して 1 年以内となるようにしなければならない。
- （4） 借換融資の資金使途は、債務残額の借換えのため、元金の償還に要する運転資金とする。
- （5） 借換融資の担保及び保証人は、原則として、債務残額の融資条件に比べ、中小企業者に不利にならない条件としなければならない。

③保証料の一部補助（小口資金、中小企業設備近代化資金、中小企業経営安定資金のみ）

保証料補助のお手続きは町と信用保証協会間で行いますので、金融機関によるお手続きは不要です。補助割合については次のとおりです。

- 小口資金：町、県で保証料率に応じて一部を補助
- 中小企業設備近代化資金：町が保証料の2分の1 補助
（ただし、中小企業者の選択により経営者保証を提供しない場合に
上乗せとなる保証料は除く）
- 中小企業経営安定資金：町が保証料の4分の3 補助
（ただし、中小企業者の選択により経営者保証を提供しない場合に
上乗せとなる保証料は除く）